

美浜町告示第98号

美浜町自主防災組織強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域防災力の向上と充実を図り、地域住民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指すため、自主防災組織に対し、予算の範囲内において美浜町自主防災組織強化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、美浜町補助金等交付規則(昭和55年美浜町規則第9号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、美浜町自主防災組織設立事業補助金交付要綱（平成23年美浜町告示第47号）第2条第2項に定める自主防災組織とする。

2 補助金の交付に係る申請等の手続は、当該自主防災組織の代表者が行うものとする。

(交付の要件等)

第3条 補助金は、自主防災組織において、防災訓練や防災に関する研修会などの活動を継続して取り組むことを要件とし、次に掲げる防災用資機材を整備する自主防災組織に対し、交付するものとする。

- (1) 防災用資機材を保管する防災倉庫
- (2) 非常用発電機
- (3) 災害救助用の工具セット
- (4) 防災用資機材
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に掲げる防災用資機材の整備に要する費用とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、かつ100万円を限度とする。ただし、美浜町区域内の字区域の設置について(昭和29年美浜町告示第4号)により設置された字区域で定める行政区の人口が200人以上で、10平方メートル上の防災倉庫を整備する自主防災組織の場合は、150万円を限度とする。

2 補助対象経費が前項に規定する限度の額を超えた場合は、当該自主防災組織の負担とする。

3 補助金の交付は、一の自主防災組織に対し1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）

は、美浜町自主防災組織強化事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 美浜町自主防災組織強化事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 整備に要する費用の見積書
- (4) カタログ又は規格、仕様が確認できる書類
- (5) 防災倉庫を設置する場合、その土地が使用できる根拠書類（契約書・承諾書等）及び設置箇所がわかる書類（図面等）
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条に規定する交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、補助金交付の適否について決定を行い、美浜町自主防災組織強化事業補助金交付決定通知（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項による審査の結果、第3条に規定する交付の要件に該当しないと認めたときは、不交付の決定をし、美浜町自主防災組織強化事業補助金不交付決定通知（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の決定の取消)

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付の決定後、申請者において偽りその他不正の手段により補助金の申請をしたことが明らかになった場合は、当該決定を取り消すことができる。

(実績報告)

第9条 交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助事業が完了したときは、速やかに美浜町自主防災組織強化事業完了実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 整備に要した経費を証する書類（領収書等）
- (2) 完成写真、又は検収写真
- (3) 収支決算書（様式第7号）

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに補助金の額を確定し、美浜町自主防災組織強化事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定による額の確定の通知を受けたときは、

速やかに美浜町自主防災組織強化事業補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに当該交付決定者に補助金の支払いを行うものとする。

（補助金の返還）

第12条 町長は、交付決定者において偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになった場合は、既に交付された補助金の全額又は一部の返還を求めることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。